

静岡県告示第198号

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定に基づき、静岡県資源管理方針を次のように変更したので、同条第6項の規定に基づき公表する。

令和7年3月21日

静岡県知事 鈴木康友

改正前	改正後
第1～第8（略） （別紙1－5） 第1～第3（略） 第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 1 当日中に採捕の数量を把握するための緊急報告体制について （略） 2 採捕者ごとの緊急報告体制と取り組むべき管理措置について （略） 3 採捕者による野帳への記録について （略） 4 中型まき網漁業及び小型まき網漁業の管理について （略）	第1～第8（略） （別紙1－5） 第1～第3（略） 第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 1 当日中に採捕の数量を把握するための緊急報告体制について （略） 2 採捕者ごとの緊急報告体制と取り組むべき管理措置について （略） 3 採捕者による野帳への記録について （略） 4 中型まき網漁業及び小型まき網漁業の管理について （略） <u>5 0歳魚の漁獲を増加させないための努力規定について</u> <u>WCPFCにおいて、小型魚の増枠後も0歳魚（2キログラム未満）の漁獲をWCPFCで合意された基準年（平成14年（2002年）1月1日から平成16年（2004年）12月末日まで）の平均漁獲実績の2分の1の数量から増やさないためのあらゆる努力をすることとされたことを踏まえ、0歳魚の漁獲を令和6管理年度の水準から増加させないように努める。</u>
（別紙1－6） 第1～第2（略） 第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準	（別紙1－6） 第1～第2（略） 第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 留保枠の設定及び取扱い

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に当初配分された漁獲可能量のうち、おおむね8割を過去の漁獲実績に応じて漁船漁業等管理区分の全体（あるいは、上記第2の1～3の管理区分全体）と定置漁業管理区分に按分し、残りの概ね2割を本県の留保枠とする。

漁船漁業等管理区分における配分については、くろまぐろ漁船漁業等のうちその他漁業に0.5トンを配分し、残りをくろまぐろはえ縄漁業とくろまぐろひき縄釣漁業に配分するものとする。くろまぐろひき縄釣漁業には、管理年度当初に静岡県に配分された数量の1割を配分することとし、くろまぐろはえ縄漁業には、漁船漁業等全体に配分された数量から、残りの数量を配分することとする。

留保枠の取扱いについては、採捕の停止命令が発出された以降、真にやむを得ない混獲により第2の知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の数量を超える場合に備え、当面の間、本県が保持することを基本としながら、漁期の経過と採捕状況を踏まえつつその他取扱いについて判断し、公表するものとする。

(略)

1 留保枠の設定及び取扱い

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に当初配分された漁獲可能量のうち、おおむね8割を過去の漁獲実績 (H27-29) に応じて漁船漁業等管理区分の全体（あるいは、上記第2の1～3の管理区分全体）と定置漁業管理区分に按分し、残りの概ね2割を本県の留保枠とする。

漁船漁業等管理区分における配分については、まず、くろまぐろひき縄釣漁業に過去の漁獲実績 (H3-5) に応じて配分する。次に、その他漁業に0.5トンを配分し、くろまぐろはえ縄漁業には、漁船漁業等全体に配分された数量から、残りの数量を配分することとする。

留保枠の取扱いについては、採捕の停止命令が発出された以降、真にやむを得ない混獲により第2の知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の数量を超える場合に備え、当面の間、本県が保持することを基本としながら、漁期の経過と採捕状況を踏まえつつその他取扱いについて判断し、公表するものとする。

(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。